

大口町すくすくサポート運営要綱

(目的)

第1条 大口町すくすくサポート（以下「すくすくサポート」という。）は、子育て支援の輪をつくり、保護者が仕事と子育てを両立し、安心して働くことができる環境づくりなどに資することを目的とする。

(会員)

第2条 すくすくサポートは、子育ての援助を支援する者（以下「援助会員」という。）と、育児の援助を希望する者（以下「依頼会員」という。）を会員とする。

2 援助会員は、大口町に在住する20歳以上で普通救命講習及び町が行う事故防止に関する講習を受講した者とする。

3 依頼会員は、大口町に在住する0歳児から小学校6年生までの児童（以下「児童等」という。）を養育する者とする。

(すくすくサポートの業務)

第3条 すくすくサポートは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録に関すること。
- (2) 援助活動の指導、助言に関すること。
- (3) 会員を対象とする説明会等に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 援助活動に係る補償保険に関すること。
- (6) その他町長が必要と認める業務

(援助の内容等)

第4条 援助会員は、次の援助を行う。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校又は児童クラブ（以下「保育所等」という。）へ児童等を送迎すること。
- (2) 保育所等の始業時間前又は終業時間後に児童等を預かること。
- (3) 対象児童等が軽度の病気の場合等に児童等を預かること。

- (4) その他依頼会員の子育てのために必要な援助を行うこと。
- 2 援助を行う場所は、援助会員の自宅とする。ただし、児童等が病気等の場合は、依頼会員の自宅において行うことができる。
 - 3 援助会員は、前項の規定に関わらず、依頼会員との合意により自宅以外の場で援助を行うことができる。
 - 4 援助を行う時間は、原則として午前7時から午後8時までとする。

(会員の責務)

第5条 会員は、援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。すくすくサポートを退会後も、同様とする。

- 2 会員は、援助活動中に生じた事故について、当事者である会員間において、誠意をもって解決にあたるものとする。

(会員登録)

第6条 すくすくサポートに入会しようとする者は、大口町すくすくサポート入会申込書（様式第1又は様式第1の2）を町長に提出しなければならない。

- 2 依頼会員が1年以上にわたり援助を受けないときは、登録を抹消する。

(退会)

第7条 会員がすくすくサポートを退会しようとするときは、大口町すくすくサポート退会届（様式第2）を町長に提出しなければならない。

(援助活動の実施方法)

第8条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、すくすくサポートに援助の申込みをするものとする。

- 2 すくすくサポートは、前項の申込みを受けた場合には、依頼の内容、日時等を確認のうえ、申込みの内容にふさわしいと認められる援助会員に連絡する。
- 3 前項の規定により連絡を受けた援助会員は、依頼会員と援助の内容等について十分な協議を行い、両者の合意のもとに援助の実施を決定する。
- 4 援助を決定した援助会員は、援助を開始する前に、依頼会員名及び援助の内

容等を援助依頼受付簿（様式第3）により、町長に報告しなければならない。なお、援助の受付期間は、1月を限度とし、長期にわたる場合は、月毎に更新するものとする。

5 援助を実施する援助会員は、援助の実施後、援助活動報告書（様式第4）に援助の実施内容を記入しなければならない。

6 援助会員は、前月分の報告書を取りまとめ、毎月10日までに町長に提出するものとする。

7 依頼会員は、援助会員に対し、協議した援助内容以外の援助を要求してはならない。

（報酬等）

第9条 依頼会員は、援助会員に対して別表に定められた基準に従って報酬等を支払わなければならない。

2 報酬等の支払方法は、両者協議のうえ定めるものとする。

（その他必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成11年大口町告示第58号）

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日 大口町告示第41号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日 大口町告示第117号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に登録されている援助会員が、普通救命講習及び町が行う事故防止に関する講習を受講していない場合は、令和元年12月31日までに受講しなければならない。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第52号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第9条第1項関係)

- 1 子ども1人につき1時間当たりの報酬基準額は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日 午前8時～午後6時	600円
月曜日～金曜日上記以外の 早朝・夜間	700円
土曜日・日曜日・祝日 終日	700円

- 2 兄弟姉妹など、複数の子どもを預ける場合は、援助会員1人に対し3人までとする。
- 3 援助の時間が30分以下の場合は、1時間当たりの報酬基準額の半額とし、30分を超え1時間までは、1時間当たりの報酬基準額とする。
- 4 取り消し料については、下記のとおり援助会員に支払うこととする。
- (1) 前日までの取り消し料は、無料とする。
 - (2) 当日の取り消し料は、基準により算定された報酬額の半額とする。
 - (3) 無断取り消しについては、基準により算定された報酬額の全額とする。
- 5 交通費について
- 子どもの送迎等に伴い、援助会員に負担をかけた費用については、依頼会員が実費を支払うものとする。
- 6 その他の費用
- 食事代、おやつ代、紙おむつ代などの援助に要した費用は、依頼会員が実費を負担するものとする。

様式第1（第6条第1項関係）

大口町すくすくサポート入会申込書

年 月 日

大口町長 様

氏 名

大口町すくすくサポートへ入会を申し込みます。

会 員 区 分		援 助 会 員	
ふ り が な		生 年 月 日	
会 員 氏 名		年 月 日	
住 所			
電 話 番 号			
緊 急 連 絡 先			
援 助 内 容	曜 日	援助できる曜日に○をしてください。 日 月 火 水 木 金 土	
	時 間	: ~ : (1日 時間)	
	車 での 送 迎	可 (車任意保険の状況 加入 ・ 未加入)	
		不 可	
備 考		(免許・資格等)	

入 会 日	年 月 日	(説明会参加状況)	会 員 N o .
退 会 日	年 月 日		

様式第2（第7条関係）

退 会 届

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

私は、大口町すくすくサポートに 依頼 ・ 援助 会員として入会しておりましたが、
のため退会します。

様式第3 (第8条第4項関係)

援 助 依 頼 受 付 簿

受付日 年 月 日

依頼会員名			会員番号	
住 所			連絡先	
ふりがな				
子どもの名前	歳 か月	歳 か月	歳 か月	
依 頼 日	年 月 日 ()			
依 頼 時 間	: ~ : (時間)			
依 頼 内 容				

大口町すくすくサポート承諾書

- 1 依頼内容のとおり、援助活動を行います。
- 2 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、退会後も含めプライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりはしません。
- 3 援助活動中に生じた事故について、当事者間において、誠意をもって解決にあたります。
- 4 すくすくサポートで加入した補償保険制度以上の補償は、要求しません。

上記のとおり承諾します。

年 月 日

(依頼会員) (援助会員)

様式第4（第7条第5項関係）

援助活動報告書

依頼会員用（3-1）

援助会員用（3-2）

提出用（3-3）

1 援助実施日時 年 月 日（ ） : ~ :

2 依頼会員名

3 子どもの名前 (歳 か月)

(歳 か月)

(歳 か月)

4 援助活動内容

時間	活動内容	子どもの様子
	<input type="checkbox"/> 預かりのみ <input type="checkbox"/> 預かりと送迎 <input type="checkbox"/> 送迎のみ	

(注) 活動内容欄には、食事（ミルク）・おやつ・排泄・沐浴・睡眠・あそび等を記入してください。

5 報酬等

① 報酬 単価 (円) × 時間 (時間)	円
② 交通費	円
③ その他実費 ()	円
④ 取り消し料	円
合計	円

以上について確認し、精算を終了しましたので報告します。

年 月 日

会員番号 氏名 (援助会員)

会員番号 氏名 (依頼会員)